

市民税非課税世帯の人は申請すると、 入院時の食事負担額・一部負担金が 軽減されます

国民健康保険(国保)加入者または老人医療受給者のうち、市民税非課税世帯の人は、入院時の食事負担額・一部負担金が軽減されます。ただし市への申請が必要です(申請月の1日からの適用となります)。

なお、すでに申請して認定証を持つている人も、有効期限7月末日が過ぎています。引き続き対象となる人は、必ず8月中に再度交付の申請をしてください。その場合は、8月1日からの適用になります。現在入院していません人も申請できます。申請が遅れ

●「国保加入者」または「老人医療受給者」が医療機関に入院するとき、1日あたりの食事負担額は通常780円ですが、市民税非課税世帯の人が申請して減額されると下記になります(ただし、同一世帯に所得の申告をしていない人がいれば適用されません)。

90日以内の入院	1日あたり 650円
90日を超えた入院 (過去12か月の入院日数)	1日あたり 500円 ※申請月の翌月の1日から

※なお、市民税非課税世帯の「70歳以上の国保加入者(高齢受給者)」または「老人医療受給者」のうち、世帯員(注)の所得が一定基準に満たない人は1日あたり300円となります。

●「70歳以上の国保加入者(高齢受給者)」または「老人医療受給者」が医療機関に入院するとき、一部負担金の月額上限通常40,200円ですが、市民税非課税世帯の人が申請して減額されると下記になります(ただし、同一世帯に所得の申告をしていない人がいれば適用されません)。

世帯員(注)が市民税非課税の人	月額上限 24,600円
上記のうち世帯員(注)の各所得が一定基準に満たない人	月額上限 15,000円

(注)「70歳以上の国保加入者(高齢受給者)」の場合は、世帯員の中の国保加入者のことをいい、「老人医療受給者」の場合は、世帯員全員のことをいいます。

た場合は、さかのぼって認定されませんので、ご注意ください。

◇申請に必要なもの

- ①国民健康保険証または健康保険被保険者証
- ②印鑑
- ③高齢受給者証又は老人医療受給者証(持っている人のみ)
- ④病院の領収書など入院日数のわかる書類

《申し込み・問い合わせ》

- 保険課国民健康保険係(市役所本庁舎1階16番窓口、☎3291)
- 老人医療係(市役所本庁舎1階16番窓口、☎3291)

◎「高齢受給者証」はお手元に 届きましたか

※70歳以上の国保加入者の新しい「高齢受給者証」はお手元に届きましたか。8月1日からはこちらを使用してください。

※「老人医療受給者証」は、有効期限がありませんので、このまま使用していただけます。ただし、課税判定により負担割合の変更があり「受給者証」が変わっている人がいます。変更があった人には、8月1日からの新しい「受給者証」をお届けしています。

児童扶養手当・特別児童扶養 手当の現況届は8月中旬!

■申請期間

- ・児童扶養手当
8月1日(月) ~ 31日(水)
- ・特別児童扶養手当
8月11日(木) ~ 31日(水)



8月は、児童扶養手当・特別児童扶養手当の更新時期です。届出をしないと、8月以降の手当を受けられないことがありますので、必ず現況届を提出してください。

- ⑥父から引き続き1年以上遺棄されている児童。
 - ⑦婚姻によらないで生まれた児童。
- ※公的年金を受給できる人は、支給対象になりません。

◇児童扶養手当とは

次のいずれかに該当する、18歳未満(中程度以上の障害を持つ場合は20歳未満)の児童を養育している母、またはその養育者に支給される手当です。18歳になって最初に迎える3月分まで支給されます。

- ①父母が離婚した後、父と生計を別にして生活している児童。
- ②父が死亡している児童。
- ③父が重度障害の状態にあると認められる児童。
- ④父が法律により引き続き1年以上拘禁されている児童。
- ⑤父の生死が明らかでない児童。

◇特別児童扶養手当とは

満二十歳未満で、精神または身体に法で定める中程度以上の障害をもつ人を養育する父母、またはその養育者に支給される手当です。ただし、該当障害者が施設に入所したり、障害を理由とする年金を受給できる場合は支給対象になりません。

※このほか、父子手当の制度もあります。お気軽にご相談ください。

《届出窓口・問い合わせ》

本庁子育て支援課児童家庭係(本庁舎1階13番窓口、☎3972) または各振興局福祉保健室